

## 部長及び施設長等の選任等に関する基準

### 1. 選任方法

部長及び施設長、副施設長（以下、「施設長等」とする）の選任は、定款の定めにより理事会にて決定する。（定款第13条）

### 2. 選任手続き

(1) 部長の選任は、候補者の内、適性にかなった者の中から決定する。

① 部長候補者の要件は以下のとおりとする。

ア. 当法人内において施設長の実務経験が1年以上あるか、それと同等の経験があること

イ. 理事1名以上からの推薦があること

(2) 施設長等の選任は、施設長等候補者の内、適性にかなった者の中から決定する。

① 施設長候補者の要件は以下のとおりとする。

ア. 施設長に就任する予定の日の年齢が32歳以上であること

イ. 当法人内において施設長もしくは副施設長の実務経験が1年以上あるか、それと同等の経験があること

ウ. 都の「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定められた施設長としての資格を有すること

エ. 理事1名以上からの推薦があること

② 副施設長候補者の要件は以下のとおりとする。

ア. 副施設長に就任する予定の日の年齢が30歳以上であること

イ. 当法人内において施設長、副施設長もしくは主任の実務経験が1年以上あるか、それと同等の経験があること

ウ. 理事1名以上からの推薦があること

(3) 部長及び施設長等候補者は、次のことを理事会に対して宣言する。

① 憲法、社会福祉法、児童福祉法、子ども子育て支援関連法その他関係法令等を遵守すること

② 国、都、市区町村の児童福祉政策に、原則として協力すること

③ 法人の運営方針を積極的に推進すること

(4) 部長及び施設長等候補者から部長及び施設長等を選抜するにあたっては、原則として、理事による面接その他の方法により適性を判断することとし、適性にかなった者の中から、理事会にて選任する。

(5) 詳細は、別途部長及び施設長選任基準に基づく実施要項を定め、それに委ねる。

### 3. 内部登用の原則

部長及び施設長候補者については、原則として内部登用での選任を進めることとする。ただし、適任者が得られない場合には、外部からの選任を行う場合がある。

### 4. 施行

本方針は令和2年10月1日から施行する。

以上